



2018年10月5日

各 位

会 社 名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 濱村 聖一
 (コード番号：6192 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役執行役員 西野 敦雄
 経営管理本部長
 (TEL. 03-5747-9800)

**第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権並びに行使価額修正選択権付
 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2018年9月14日開催の取締役会決議及び2018年9月20日付の取締役会決議に基づく第三者割当の方法によりハイアス・アンド・カンパニー株式会社第6回新株予約権、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社第7回新株予約権及びハイアス・アンド・カンパニー株式会社第8回新株予約権（以下、各々を「第6回新株予約権」、「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（1,835,323円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2018年9月14日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権並びに行使価額修正選択権付第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2018年9月20日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権並びに行使価額修正選択権付第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

募集の概要

(1) 割 当 日	2018年10月5日
(2) 払 込 期 日	2018年10月5日
(3) 申 込 期 間	2018年10月5日
(4) 発行新株予約権数	15,538個 第6回新株予約権 9,195個 第7回新株予約権 4,733個 第8回新株予約権 1,610個
(5) 発 行 価 額	第6回新株予約権1個当たり146円 (第6回新株予約権の発行価額の総額：1,342,470円) 第7回新株予約権1個当たり81円 (第7回新株予約権の発行価額の総額：383,373円) 第8回新株予約権1個当たり68円 (第8回新株予約権の発行価額の総額：109,480円) 本新株予約権の発行価額の総額：1,835,323円
(6) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,553,800株（新株予約権1個につき100株） 第6回新株予約権 919,500株 第7回新株予約権 473,300株 第8回新株予約権 161,000株

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>第6回新株予約権については、上限行使価額はありませぬ。下限行使価額（下記「(8) 行使価額及び行使価額の修正条件」で定義します。以下同じ。）においても、潜在株式数は919,500株です。</p> <p>第7回新株予約権については、上限行使価額はありませぬ。下限行使価額においても、潜在株式数は473,300株です。</p> <p>第8回新株予約権については、上限行使価額はありませぬ。下限行使価額においても、潜在株式数は161,000株です。</p>
(7) 調達資金の額	1,023,061,823円（差引手取概算額）（注）
(8) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>・第6回新株予約権</p> <p>第6回新株予約権の当初行使価額は、468円（2018年9月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値と同額）とします。</p> <p>第6回新株予約権の行使価額は、第6回新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されますが、その価額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。</p> <p>「下限行使価額」は、375円（2018年9月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）とします。</p> <p>・第7回新株予約権及び第8回新株予約権</p> <p>第7回新株予約権の当初行使価額は、845円とします。</p> <p>第8回新株予約権の当初行使価額は、1,242円とします。</p> <p>第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額については、当社は2018年10月9日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各行使請求の通知日において行使価額の修正が生じることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する価額に修正することができますが、その価額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られませぬ。）が存在する場合（但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。）には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができません。</p> <p>「下限行使価額」は、375円（2018年9月14日の直前取引日の東京</p>

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 80%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額) とします。
(9) 行 使 期 間	2018 年 10 月 9 日から 2020 年 10 月 12 日まで
(10) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(11) 割 当 先	株式会社 SBI 証券
(12) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当先と締結した本新株予約権に係る第三者割当契約証書（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。</p>
(13) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。